

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき、神奈川県教育委員会委員長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成 25 年 8 月 16 日

神奈川県監査委員 真 島 審 一
 同 高 岡 香
 同 長 峯 徳 積
 同 竹 内 英 明
 同 平 本 さとし

1 措置の対象となった監査の結果

平成 25 年 4 月 30 日（神奈川県公報号外第 39 号）神奈川県監査委員公表第 7 号で公表した指摘事項が認められた監査実施団体 11 団体中 3 団体

2 監査の結果及び講じた措置の内容

< 財政的援助団体等 >

監査実施団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
公益財団法人神奈川県体育協会	平成24年12月28日（平成24年11月21日職員調査）	（指摘事項） 契約事務において、神奈川県立スポーツ会館の管理に関する基本協定書に定める業務委託実績報告書を県に提出していなかった。	指摘事項については、基本協定書の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、基本協定書の規定の周知徹底を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。 県は、今後の適正な事務処理の徹底について指導するとともに、業務の確実な履行確認を実施することとした。
東急コミュニティー・国際自然大学校グループ	平成24年12月25日（平成24年11月7日及び8日職員調査）	（指摘事項） 収入事務において、次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 神奈川県立愛川ふれあいの村の管理に関する基本協定書の規定に反し、指定管理料の収入を専用の口座で管理していなかった。 2 神奈川県立のふれあいの村条例の規定に反し、利用料金 1 件、20,500 円を前納させていなかった。	指摘事項については、次のとおり措置した。 1 指定管理料の口座については、基本協定書の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、基本協定書の規定の周知徹底を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。 県は、今後の適正な事務処理の徹底について指導した。 2 利用料金の前納については、条例の規定の理解が不十分であったことによるものである。

		た。	<p>今後は、このようなことがないよう、利用者に対する前納制の更なる周知を図りつつ、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>県は、今後の適正な事務処理の徹底について指導した。</p>
公益財団法人横浜YMC A	平成24年12月13日（平成24年11月13日及び14日職員調査）	<p>（指摘事項）</p> <p>予算の執行において、水道料金2件、371,588円を、管理業務以外のその他の業務に係る会計から支払っていた。</p>	<p>指摘事項については、仕訳時の確認が不十分であったことから、支払の仕訳伝票作成を誤ったものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、作成伝票と支払領収書等との照合を伝票作成者と異なる職員が行うなど、確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>県は、今後の適正な事務処理の徹底について指導した。</p>